

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第82号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則
四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成15年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成額)</p> <p>第5条 助成金の額は、自己負担額及び当該申請に係る<u>証明書の発行に要した額</u>の合計額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。<u>以下「自己負担額等」という。</u>)とする。ただし、1回の申請においては5万円を限度とする。</p> <p>2 男性不妊治療助成対象者に対する助成金の額は、<u>自己負担額等</u>とする。ただし、1回の申請においては5万円を限度とする。</p> <p>3 前2項に定める助成金の額は、<u>医療費</u>の助成を他の地方公共団体から受けることができる<u>場合</u>については、<u>自己負担額等</u>から他の地方公共団体の助成金の額を除いた額を超えないものとする。</p>	<p>(助成額)</p> <p>第5条 助成金の額は、自己負担額及び当該申請に係る<u>証明書料</u>の合計額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、1回の申請においては5万円を限度とする。</p> <p>2 男性不妊治療助成対象者に対する助成金の額は、<u>自己負担額及び当該申請に係る証明書料の合計額</u>(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、1回の申請においては5万円を限度とする。</p> <p>3 前2項に定める助成金の額は、<u>特定不妊治療にかかる治療費</u>の助成を他の地方公共団体から受けることができる<u>場合は</u>、<u>自己負担額</u>から他の地方公共団体の助成金の額を除いた額を超えない</p>

4 第1項に定める助成金の額は、四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（保険適用終了後の回数追加事業）に関する規則（令和6年四日市市規則第81号。以下「特定不妊治療（回数追加）規則」という。）第6条による助成金の交付決定を受けている場合については、自己負担額等から同条による交付決定を受けた額を除いた額を超えないものとする。

5 （略）

（助成金の返還）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) （略）

(2) 他の地方公共団体から医療費の助成を受けたことにより、交付した助成金の額が第5条第3項に規定する額を超えたとき。

(3) 特定不妊治療（回数追加）規則第6条による助成金の交付決定を受けたことにより、交付した助成金の額が第5条第4項に規定する額を超えたとき

(4) （略）

ものとする。

4 （略）

（助成金の返還）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) （略）

(2) 他の地方公共団体から特定不妊治療に係る治療費の助成を受けたことにより、交付した助成金の額が第5条第3項に規定する額を超えたとき。

(3) （略）

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

（こども未来部こども保健福祉課）